

資料編

用語解説

※最初に用語が使用されている頁に「※」を示しています。

50音	用語	解説
あ行	液状化 (P42. P46. P52. P82. P91-92. P126. P129. P131-133)	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。液状化が発生しやすい場所は、地下水位の高いゆるく堆積した砂地盤などで、例えば、埋立地、干拓地、昔の河道を埋めた土地、砂丘や砂州の間の低地などがあげられる。
	基幹的公共交通 (P27. P45. P74)	1日30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道路線及びバス路線
	共助 (P128. P131)	災害が発生したときに、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと
	健康増進施設 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71)	健康増進のための以下の施設 ①有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】トレーニングジム、運動フロア、プール ②温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】運動施設、 温泉利用施設(例示:全身・部分浴槽、気泡浴槽、サウナなど) ③温泉利用を中心とした健康増進のための温泉利用プログラムを有し、安全かつ適切に行うことのできる施設 【主な設備】温泉利用施設(刺激の強い浴槽・弱い浴槽)
	公共交通ネットワーク (P2. P45. P47-48. P140)	一般の人々が共同で使用する交通機関(鉄道・バスなど)の広がりを持ったつながり
	工業専用地域 (P52. P74. P76)	都市計画法による用途地域の一つで、工場のための地域。どのような工場でも建てられるが、住宅、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
	工業地域 (P52. P74. P76)	都市計画法による用途地域の一つで、どのような工場でも建てられる地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
	高次のな都市機能 (P49. P54)	都市がもつ様々な機能のうち、拠点病院・大規模商業施設・文化ホールなど、日常生活を営む圏域を越えた広範的な地域を対象にした都市的サービスを提供する機能
	洪水 (P33-35. P52. P81-84. P86-89. P92-95. P97. P99-100. P102-103. P105-106 P108-116. P127-133)	堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫のこと
	高齢化率 (P15. P18-19. P31. P45)	65歳以上の人口(老年人口)が総人口に占める割合
さ行	コンパクト・プラス・ネットワーク (P1)	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを示す概念
	散居集落 (P21)	主に平場の農業集落にみられる形態で、家と家との間に広く田畑が入っている状態の農業集落
	市街化区域 (P11. P16. P18-19. P21. P24-25. P27. P29-31. P45-46 P51-52. P68. P77-78. P84. P87-91. P94-113. P115-126)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に市街地として開発・整備を行う区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

50 音	用語	解説
さ行	市街化調整区域 (P15. P21. P24-25. P27. P29-31. P45. P52)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、用途地域を定めないとされ、基本的に開発行為は制限される。
	市街地再開発事業 (P70. P79. P137)	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業
	自助 (P131)	家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分自身の身の安全を守ること
	事前復興まちづくり計画 (P135)	市町村において、発生しうる災害による被害の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたもの
	社会資本整備総合交付金 (P70)	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として 2010 年度(平成 22 年度)に創設された交付金制度。
	住居専用地域 (P52)	都市計画法による用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」「第 2 種低層住居専用地域」「第 1 種中高層住居専用地域」「第 2 種中高層住居専用地域」の 4 つの地域のこと。本市では「第 1 種低層住居専用地域」と「第 1 種中高層住居専用地域」を指定している。第 1 種低層住居専用地域とは、低層住宅のための地域で、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられる。第 1 種中高層住居専用地域とは、中高層住宅のための地域で、病院、大学、500 ㎡までの一定の店舗などが建てられる。
	準工業地域 (P64. P66. P74. P76)	都市計画法による用途地域の一つで、主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建物が建てられる。
	人口カバー率 (P27. P29-30)	一定の地域(市全域や市街化区域)に居住する人口のうち、ある施設のサービス圏内に居住する人口の割合。 なお、サービス圏域は、駅及びバス停から徒歩で移動が可能な範囲とし、都市構造の評価に関するハンドブックにおける一般的な徒歩圏の 800m を基本とする。ただし、バス停については徒歩圏を 300m、高齢者施設については徒歩圏を 500m とする。
	人口集中地区(DID) (P2. P15. P21-22)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにするため昭和 35 年から設定された統計上の地域単位で、人口密度の高い基本単位区(原則として 40 人/ha)が隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域
た行	生産年齢人口 (P15. P43. P45-47)	生産活動に従事しうる年齢(15 歳～64 歳)の人口
	生鮮食料品 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71)	「平成 26 年商業統計調査 産業分類表及び商品分類表」の産業分類 582～584(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業)のいずれかに該当する食料品
	高潮 (P41. P81-82. P90. P92. P121-124. P127-128. P130. P133)	台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象のこと
	多拠点ネットワーク型都市 (P48)	都市機能に応じた拠点の形成を図り、各拠点を公共交通などでネットワーク化し連携する都市構造のこと

50 音	用 語	解 説
た行	地域医療支援病院 (P53. P55. P68. P71)	かかりつけ医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法に基づき、都道府県知事が承認した病院
	地区計画 (P70. P79)	地域の特性に応じた地区レベルのまちづくりを計画する制度。地区の住民などによって建築物の用途・形態などに関する規制を定めることができる。
	地区防災計画 (P135)	地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画のこと
	津波 (P82)	海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や海底における地滑りなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって周りに波として広がっていく現象のこと
	津波災害警戒区域 (P82)	最大クラスの津波が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずる恐れがある区域のこと。知事が津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定する。
	低未利用地 (P25)	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称
	都市機能 (P1-4. P13. P29. P46. P48-49. P51-52. P54-67. P69-70. P73. P81. P140)	医療、福祉、商業など都市における居住や生産活動などを支えるための機能のこと
	都市機能増進施設 (P3. P53)	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの
	都市機能立地支援事業 (P70)	公的不動産の有効活用などにより、生活に必要な都市機能「誘導施設」を民間事業者が整備する際に、市町村による支援に加え国が民間事業者に対して直接支援する個別補助事業
	都市計画区域 (P3. P11)	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用及び交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定する。
な行	都市構造 (P12-13. P15. P47-49. P52. P93.)	人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組み
	土地区画整理事業 (P21. P60. P70. P74. P79. P137)	道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業
	南海トラフ地震 (P129. P131-132)	日本列島のうち、静岡県伊豆半島からフィリピン海付近まである列島プレートを震源域と考えられている巨大地震のこと
	日常生活サービス (P2. P25. P46)	日常生活を送る上で必要な基幹的公共交通サービスや生活サービス(医療、福祉、商業サービス)のこと
は行	認定こども園 (P53. P55. P57. P59. P61. P63. P65. P67-68. P71)	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備えている。
	年少人口 (P15-16. P32. P45. P47)	0～14歳の人口
は行	パブリックコメント (P12)	行政機関が政策や計画を立案するにあたり、市民から意見を募り、それを政策の決定に反映させる制度

50 音	用 語	解 説
は行	病院・一般診療所 (P30. P53. P55. P57-59. P61. P63. P65. P67-68. P71. P115-116. P120. P124)	医業を行うための場所として、病院は 20 床以上の病床を有するもの、一般診療所は病床を有さないもの又は 19 床以下の病床を有するもの
ま行	まちなか居住 (P54)	居住を含む多様な都市機能が集積した利便性の高い都心部(まちなか)に住むこと
	民間都市開発推進機構 (P69)	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(昭和 62 年法律第 62 号)に基づく民間の都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人。昭和 62 年の設立以来、上記特別措置法及び「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 22 号)に基づく都市開発推進の政策の担い手として、民間都市開発事業に対し安定的な資金支援など多様な支援を実施している。
や行	優良建築物等整備事業 (P70. P79. P137)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給などに資するため、土地の利用の共同化、高度化などに寄与する優れた建築物などの整備に対して、事業に要する費用の一部を補助する制度
ら行	理論上最大モデル (P42. P46. P125. P126. P129. P 133)	南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもの。1000 年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

土地利用実態構成比について

- ・都市計画基礎調査における土地利用現況調査の結果から、都市計画基礎調査ゾーン別の土地利用構成の判定を行った。
- ・なお、それぞれの判定基準は下表のとおりである。

	用途構成比（％）		
	住宅地	商業地	工業地
専用住宅地	95 以上	—	—
住宅地	80～95	20 未満	20 未満
商業業務地	—	50 以上	—
住商混合地	—	20 以上	20 未満
専用工業地	—	—	95 以上
工業地	—	—	50～95
住工混合地	—	20 未満	20 以上
用途混在地	（上記以外）		

序論	立地適正化計画について
第1章	都市構造上の課題に対する 分析・整理
第2章	立地適正化計画に関する 基本的な方針
第3章	都市機能誘導区域について
第4章	居住誘導区域について
第5章	防災指針
第6章	計画の評価
資料編	

■市民アンケート調査結果

1. 調査概要

(1) 調査目的

市民の日々の行動やお住まいの地域の満足度等について、広く市民の意見、意向を把握し、本市のまちづくりに反映させることを目的とします。

(2) 調査方法

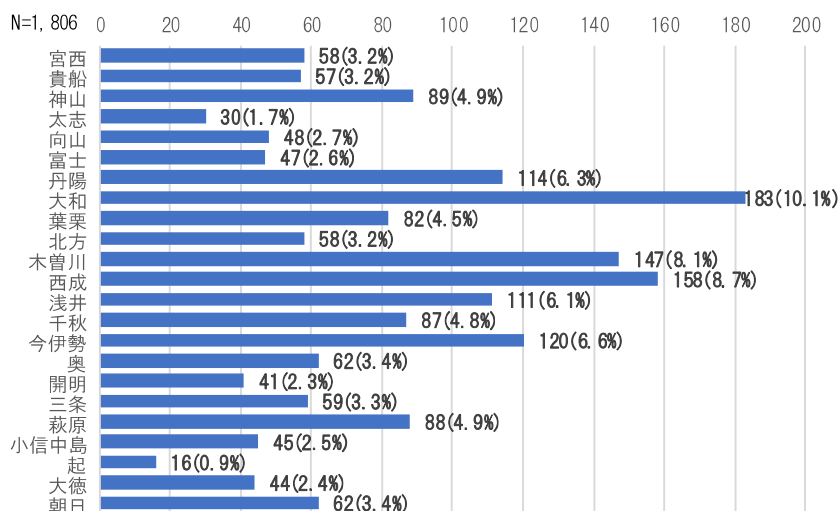
- ①調査地域：一宮市全域
- ②調査対象：一宮市在住の18歳以上の方
- ③配布数：3,000人
- ④抽出方法：無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送回答方式及びWEB回答方式
- ⑥調査期間：平成30年2月1日～平成30年2月28日

(3) 調査項目

- ①回答者の属性 (1-1～1-9)
- ②公共交通機関の利用頻度等について (2-1～2-3)
- ③日常の行動について (3-1～3-4)
- ④あなたの地域について (4-1～4-5)
- ⑤まちづくりに対する不安と期待 (5-1～5-3)

(4) 回収結果

- ①総回収数：1,819票(郵送1,698票・WEB121票)
- ②有効票：1,806票(郵送1,685票・WEB121票)(居住地不明(6)及び市外(7)除く)
- ③有効回収率：60.2%

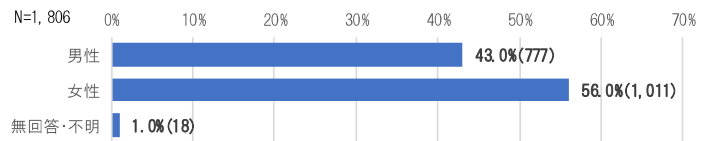


2. 調査結果

(1) 回答者の属性

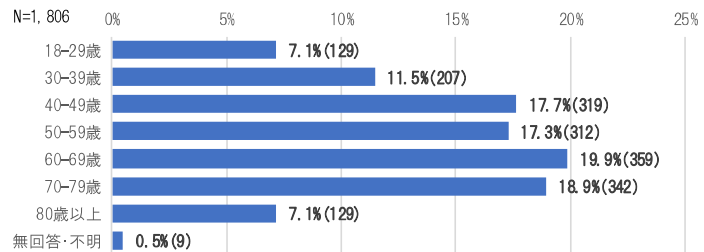
①性 別

- ・回答者の性別は、女性の回答割合がやや多くなっています。



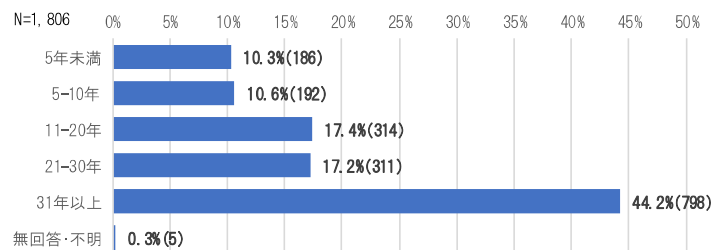
②年 齢

- ・年齢構成は、60歳代が最も多いものの、40～70歳代は概ね同程度であり、中高年層の割合が多くなっています。



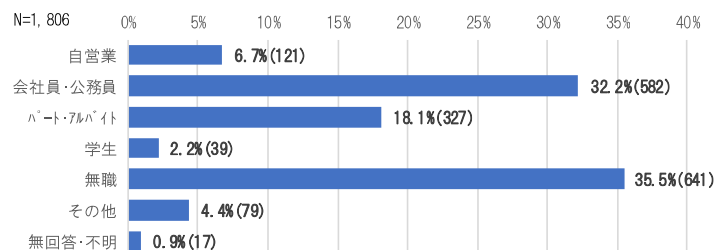
③居住年数

- ・31年以上の方が最も多く、11年以上の方を含めると約79%を占め、市内在住歴の長い方の割合が多くなっています。



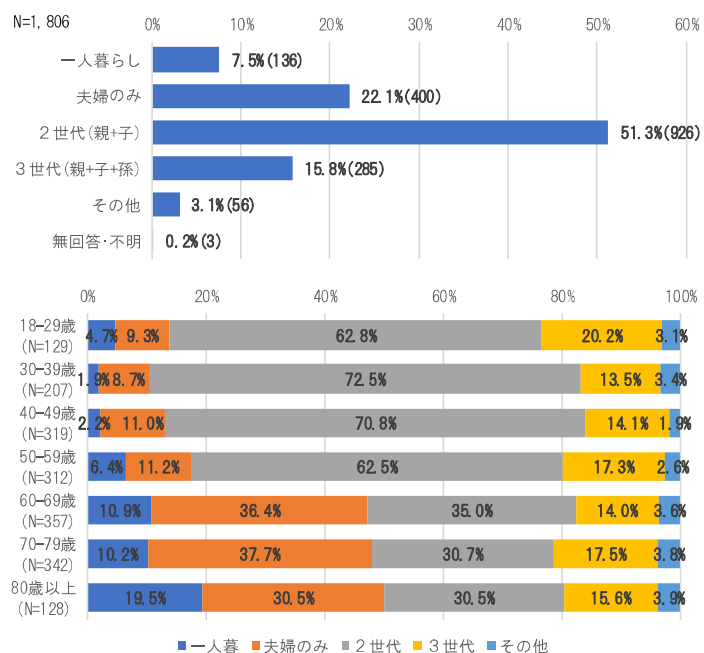
④職 業

- ・会社員(公務員含む)及び無職の方で約68%を占めています。



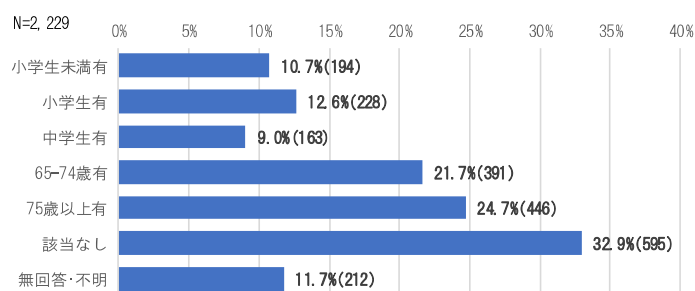
⑤世帯構成

- ・2世代家族(親と子)が最も多く、次いで夫婦のみ世帯となっています。
- ・年齢別にみると50歳代までは2世代家族が60%を超えますが、60歳以上になると夫婦のみ世帯、80歳以上になると一人暮らしの比率が高くなっています。



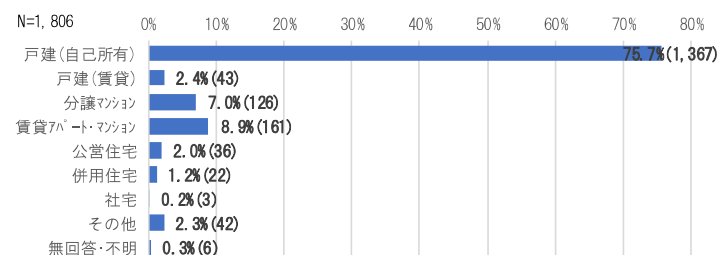
⑥ 家族構成

- ・高齢者（65 歳以上）がいる家族が約 46％、中学生以下がいる家族が約 32％となっています。



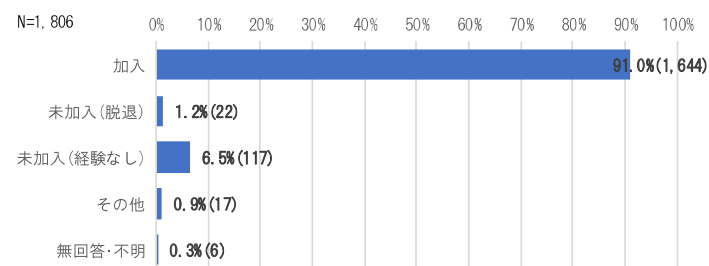
⑦ 居住形態

- ・戸建て住宅（自己所有）が最も多く、次いで賃貸アパート・賃貸マンションとなっています。



⑧ 町内会加入状況

- ・ほとんどの方が町内会に加入しています。

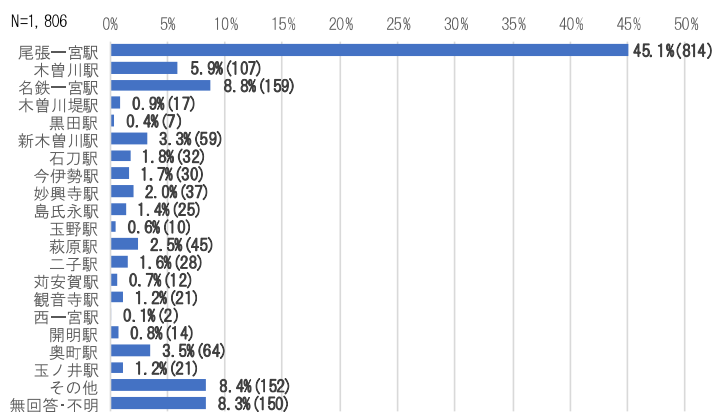


(2) 公共交通機関の利用頻度等について

① 鉄道利用

1) 自宅から出発する際によく使う駅

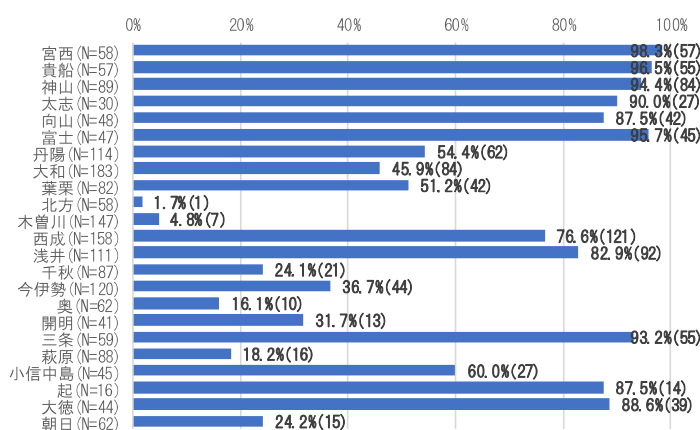
- ・尾張一宮駅が最も多く、名鉄一宮駅を含めると約 54%が一宮駅を利用しています。



- ・居住地域(連区)別に一宮駅(JR+名鉄)利用選択率をみると、16 地域で一宮駅を 1 位で選択しています。

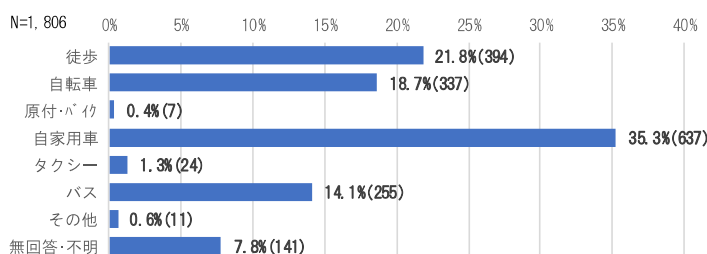
【一宮駅以外が 1 位で選択された地域の 1 位駅】

[北方]	⇒	木曽川駅	48.3%(28)
[木曽川]	⇒	木曽川駅	36.7%(54)
[千秋]	⇒	岩倉駅	31.0%(27)
[奥]	⇒	奥町駅	59.8%(37)
[開明]	⇒	奥町駅	31.7%(13)
[萩原]	⇒	二子駅	30.7%(27)
[朝日]	⇒	萩原駅	35.5%(22)

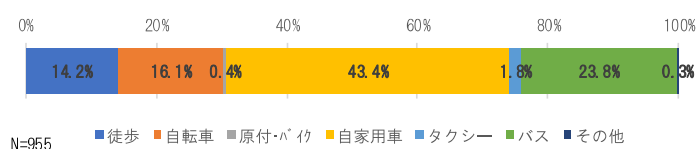


2) よく使う駅までの交通手段

- ・駅までの交通手段としては、徒歩・自転車約 40%、自家用車が約 36%となっています。

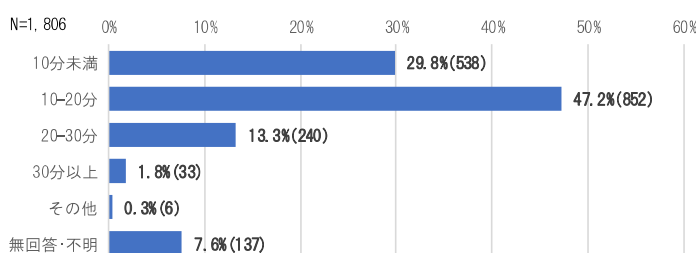


- ・なお、一宮駅(JR+名鉄)への交通手段は、自家用車→バス→自転車→徒歩の順となっています。

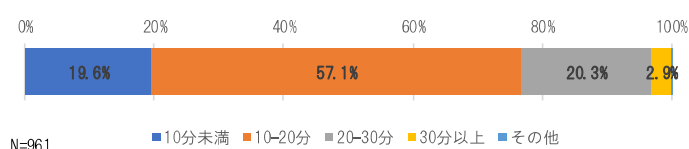


3) よく使う駅までの所要時間

- ・駅までの所要時間は、10～20 分程度が約 47%と最も多く、20 分以内が約 77%となっています。

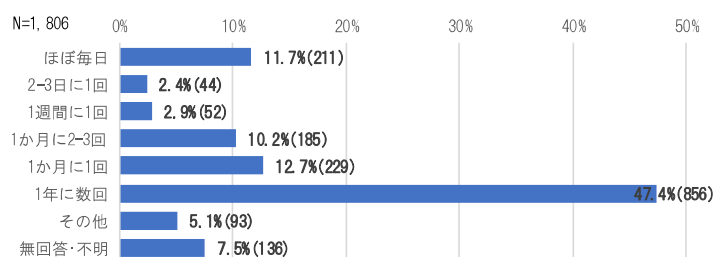


- ・なお、一宮駅(JR+名鉄)への所要時間は、10～20 分程度が約 57%、10 分未満が約 20%であり、遠方からも利用していることがうかがえます。



4) 電車の利用頻度

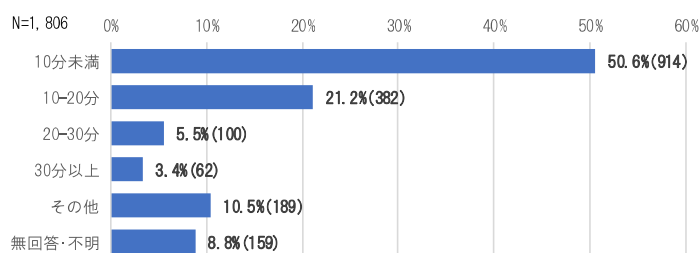
- ・1年に数回程度という方が最も多く、1週間に1回以上利用される方は、約17%となっています。



②バス利用

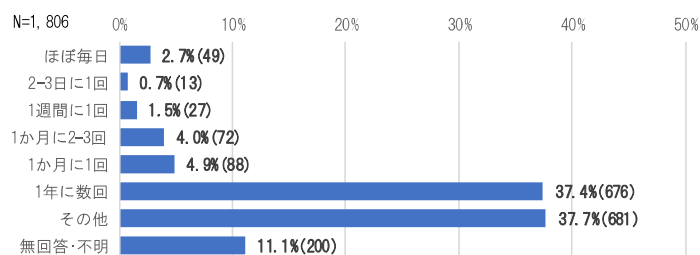
1) 最寄りバス停までの所要時間(徒歩)

- ・自宅から最寄りのバス停までの所要時間は、10分未満が最も多い結果ではありましたが、20分(1.6km)以上との回答も約9%ありました。



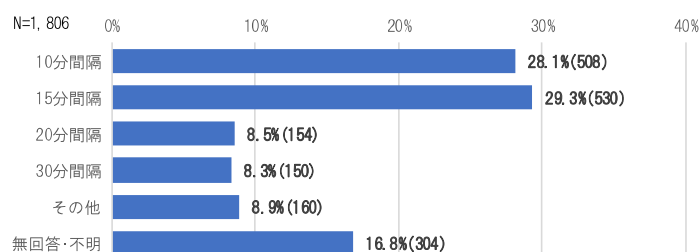
2) バスの利用頻度

- ・バスの利用頻度(通勤・通学含む)は、「使用したことがない」等といったその他が最も多く、次いで1年に数回となっています。

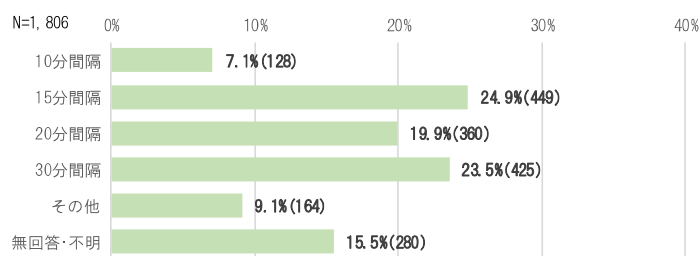


3) バスの運行間隔

- ・「急いでいる場合」に許容できる運行間隔としては、15分間隔(4本/時)と10分間隔(6本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約58%となっています。



- ・「急いでいない場合」については、15分間隔(4本/時)と30分間隔(2本/時)がほぼ同程度で多く、あわせて約48%となっています。
「急いでいる場合」と比較すると、10分間隔が大きく減少し、30分間隔が大きく増加しています。

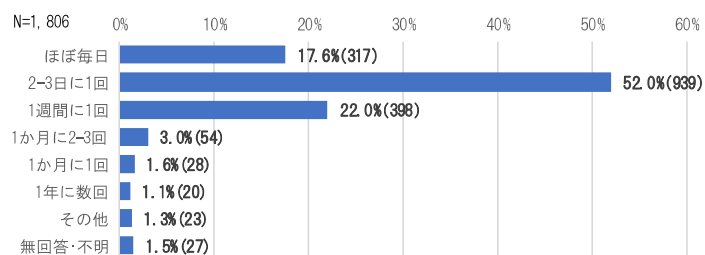


(3) 日常の行動について

①食料品・日用品等の買い物

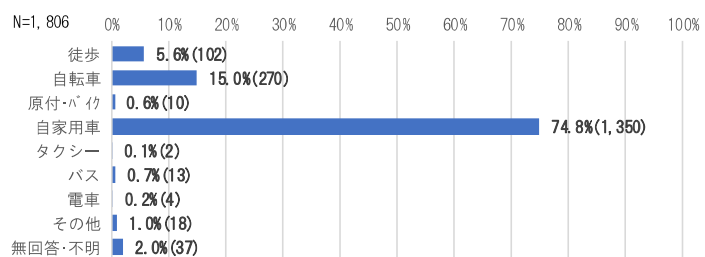
1) 頻度

- ・2～3日に1回程度が最も多く、ほぼ毎日とあわせて約70%を占めています。



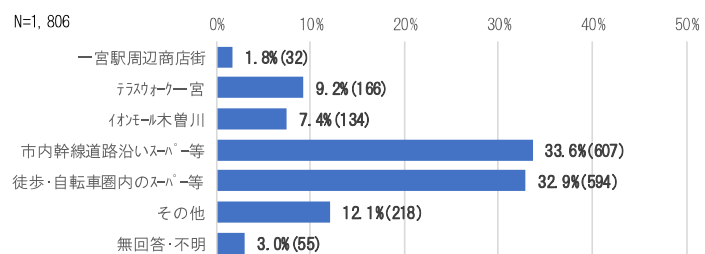
2) 交通手段

- ・買物時の交通手段は、自家用車が最も多く、約75%を占めています。



3) よく利用する施設

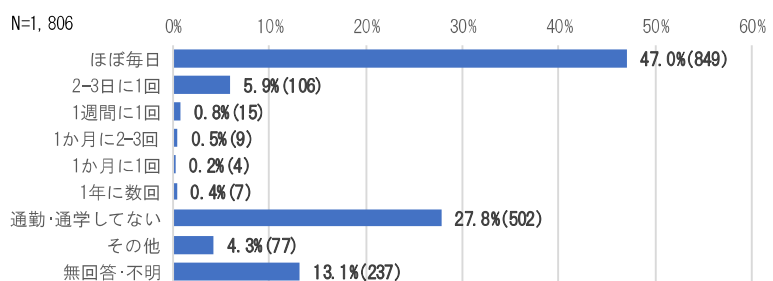
- ・よく利用する施設としては、市内幹線道路沿いのスーパー等が最も多く、次いで徒歩・自転車圏内のスーパー等となっています。



②通勤・通学

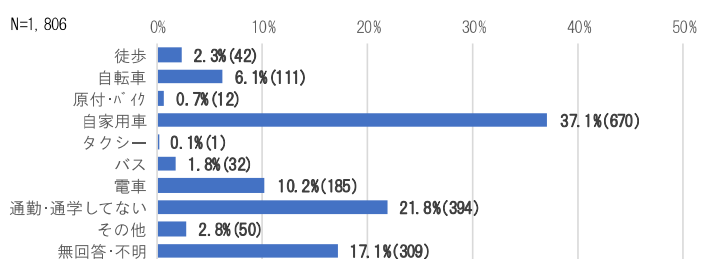
1) 頻度

- ・通勤・通学の頻度は、ほぼ毎日が約47%となっています。
- ・なお、回答者属性で無職と回答した方は約36%でしたが、これらの方はその他や無回答となっていました。



2) 交通手段

- ・通勤・通学時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで電車となっています。

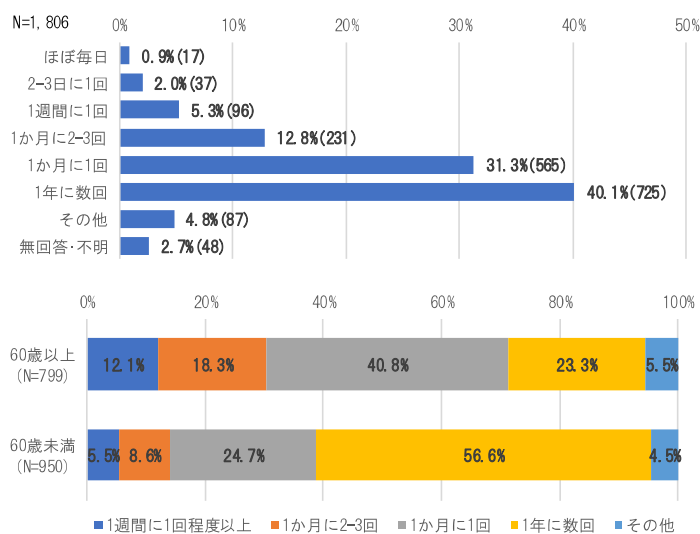


③通院（病院や介護・福祉施設等への来訪）

1) 頻度

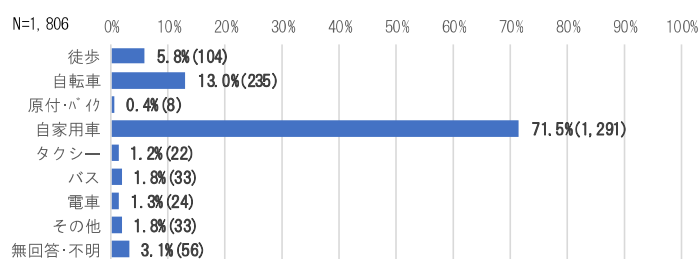
- ・通院頻度は、1年に数回程度が最も多く、1か月に1回程度とあわせると約71%となります。

- ・通院頻度を年齢別でみると、60歳以上では、1か月に1回程度以上通院される方が約71%であり、60歳未満と比較し、通院の頻度が約1.8倍になっています。



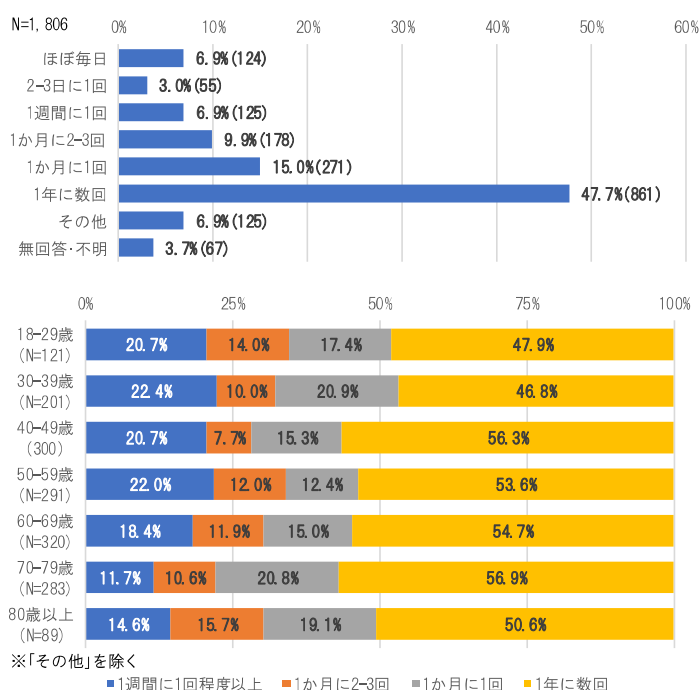
2) 交通手段

- ・通院時の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで自転車となっています。



④一宮駅周辺への来訪頻度

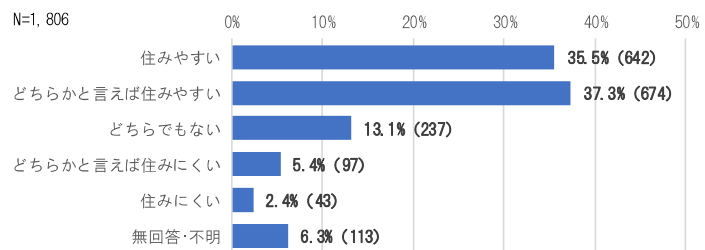
- ・一宮駅周辺への来訪頻度は、1年に数回程度が最も多く約48%であり、1か月に1回程度以上は約42%となっています。
- ・年齢別にみると、各年代とも1年に数回程度が最も多くなっていますが、概ね1か月に1回程度以上は、一宮駅周辺に来訪していると言えます。特に60歳未満は、1週間に1回程度以上の来訪が20%以上となっています。



(4) あなたの地域(連区)について

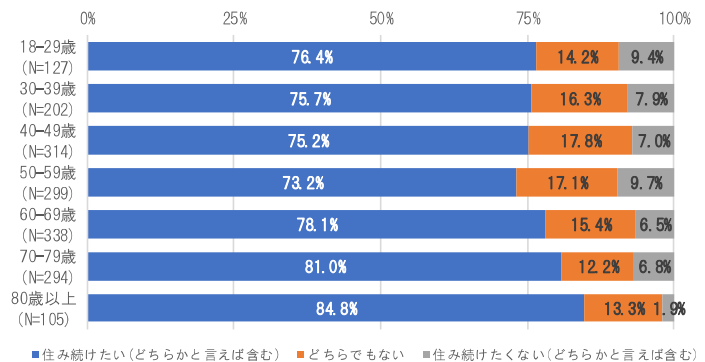
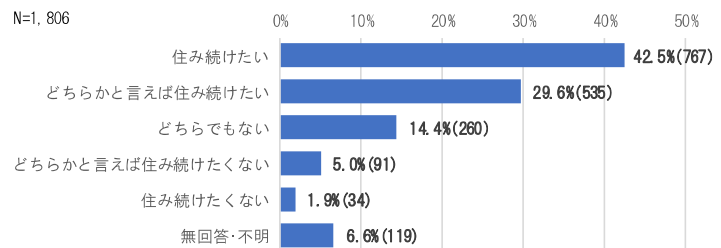
①住みやすさ

- ・現在住んでいる地域(連区)の住みやすい(住みやすい・どちらかと言えば住みやすい)との回答が約73%となっています。



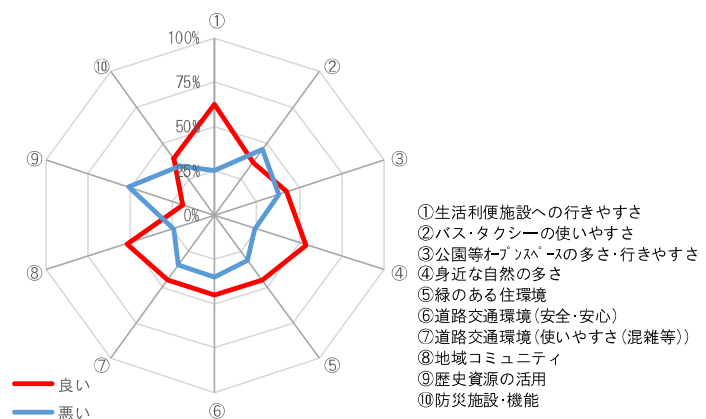
②居住継続の意向

- ・現在住んでいる地域(連区)の住み続けたい(住み続けたい・どちらかと言えば住み続けたい)との回答が約72%となっています。
- ・年齢別に居住意向をみると、若い世代で住み続けたくないの比率が多い傾向にあります。

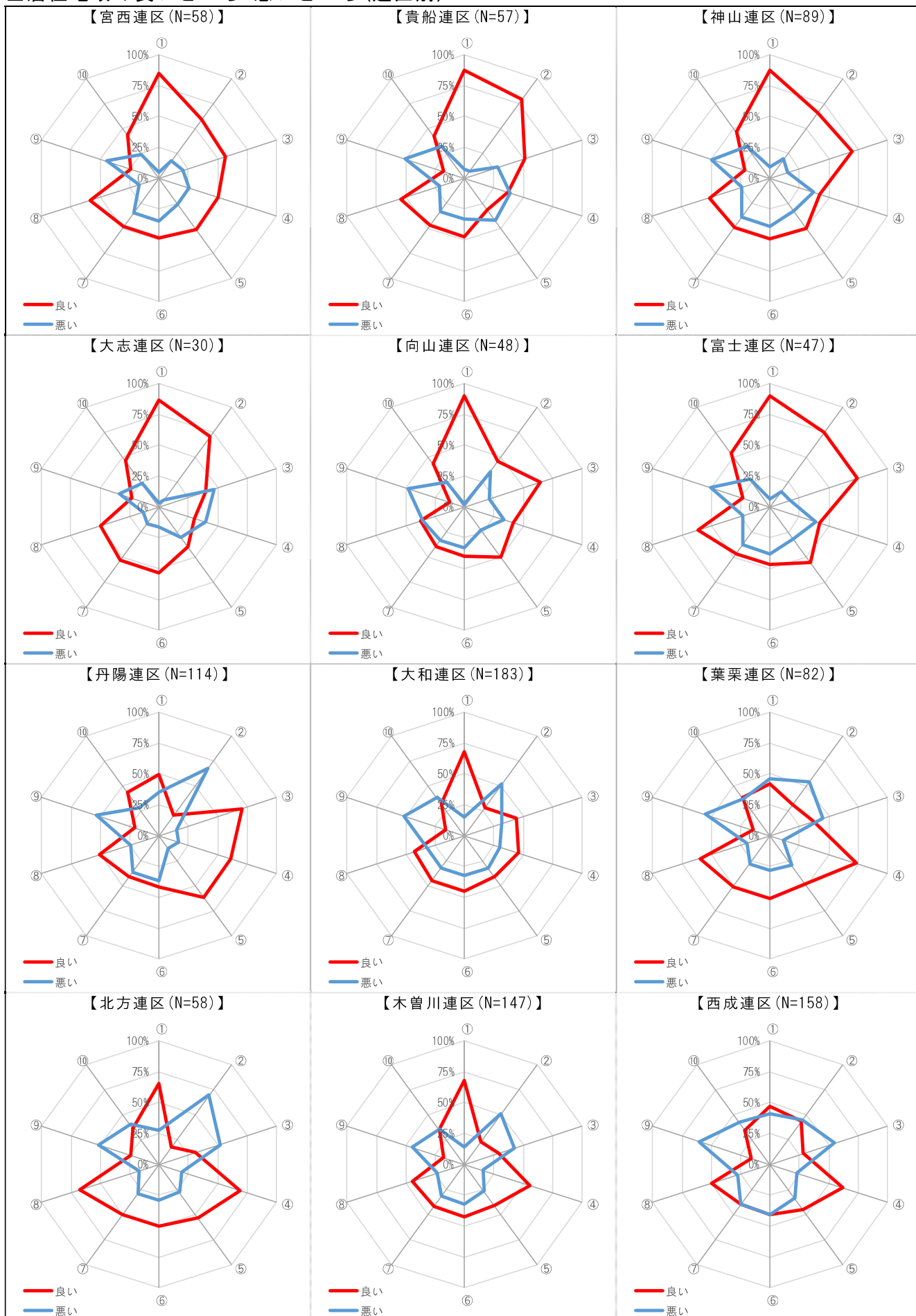


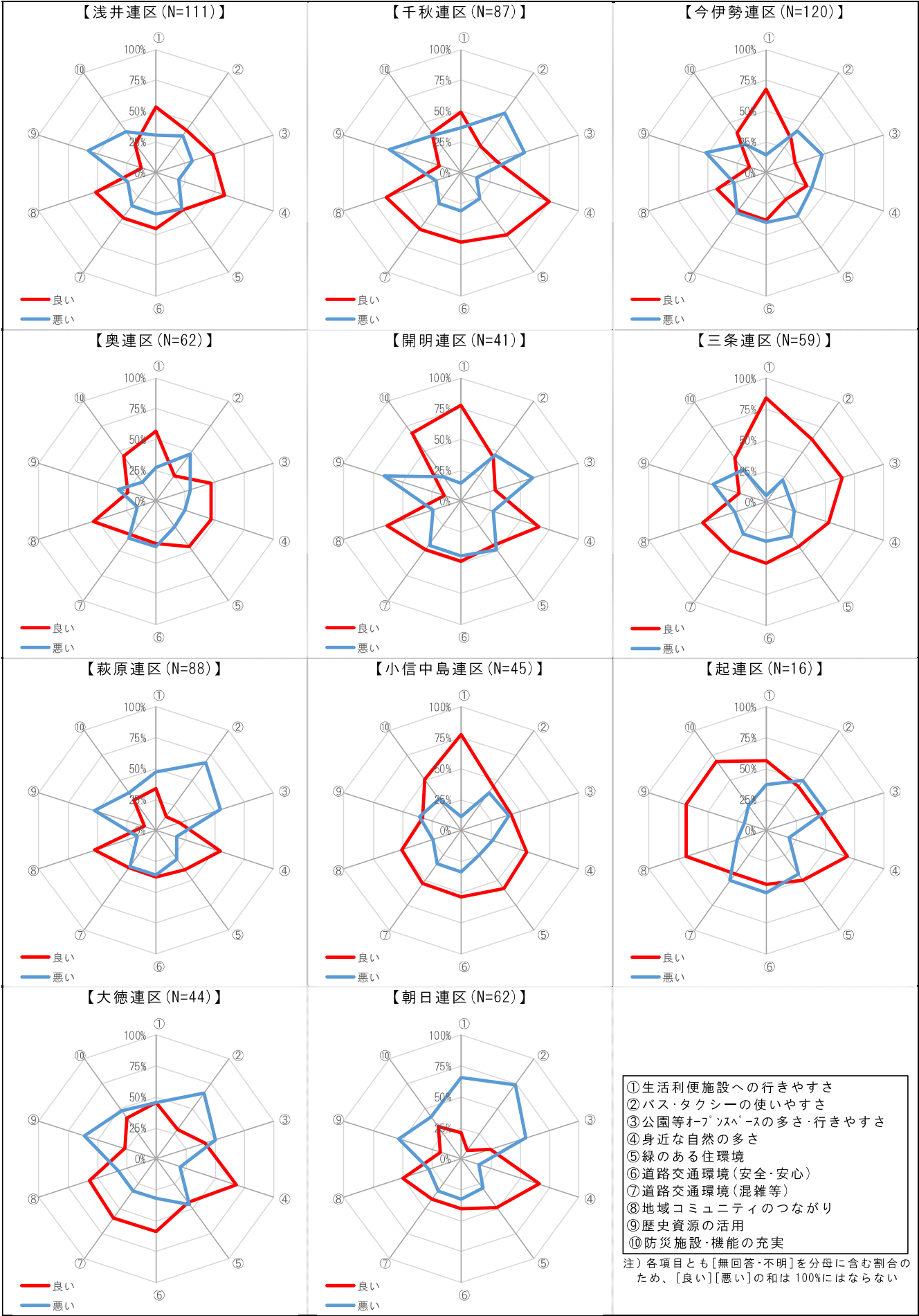
③居住地域の良いところ悪いところ

- ・特に【良い】と評価されているのは、[①商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ][④家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ][⑧町内会など地域のコミュニティのつながり]です。
- ・【悪い】と評価されているのは、[⑨地域の歴史資源(街道や繊維産業)の活用][②バスやタクシーの使いやすさ]です。



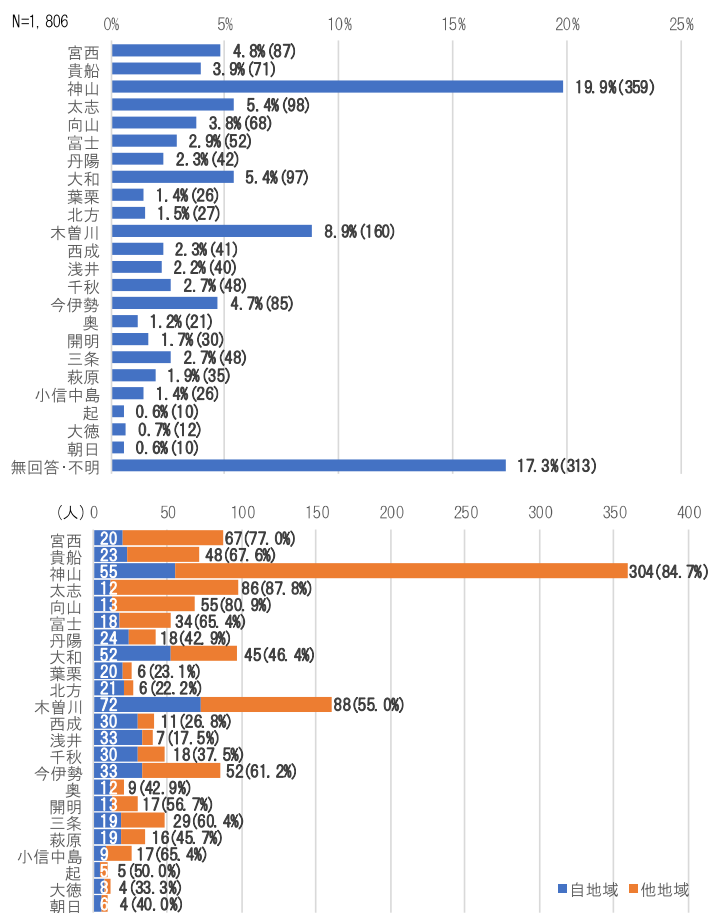
■居住地の良いところ・悪いところ（連区別）





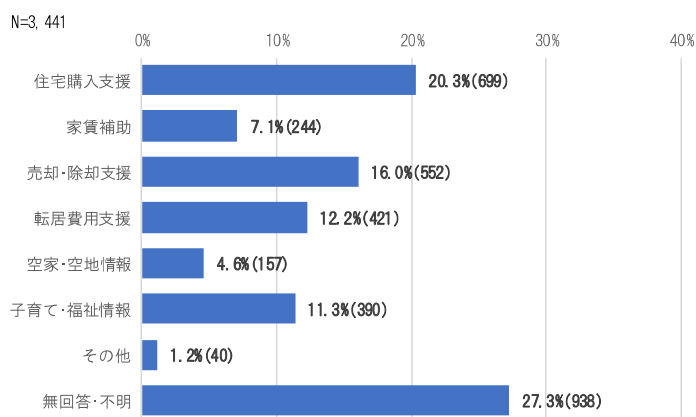
④市内での引越先

- ・「もし市内で引っ越す場合に、どの地域(連区)に住みたいか?」という問いに対しては、[神山連区]が最も多く、次に[木曽川連区]となりました。
- ・なお、他地域からの引越先として高い支持(80%以上)を得ている地域は、一宮駅周辺の[神山連区][大志連区][向山連区]となっています。



⑤引越時の支援

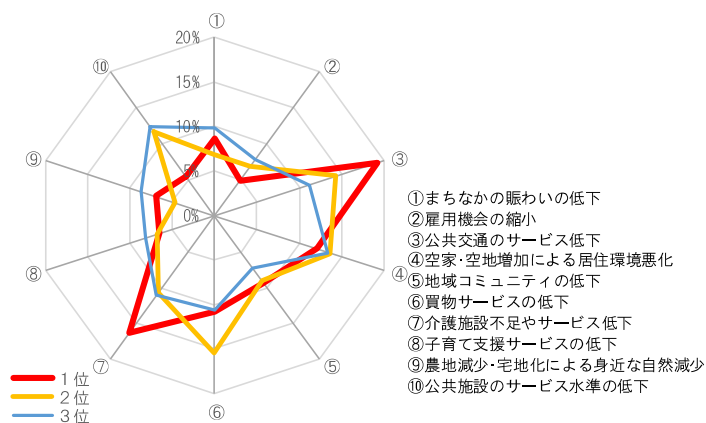
- ・引っ越すこととなった場合にありとよい支援としては、[住み替え先の住宅購入費(リフォーム・増改築等)に対する支援]が最も多く、次いで[現在居住している住宅・土地の売却・除却等に対する支援]となっています。
- ・なお、[住み替え先の地域情報(子育て・福祉など)]のニーズも比較的高い支持を受けています。



(5) まちづくりに対する不安と期待

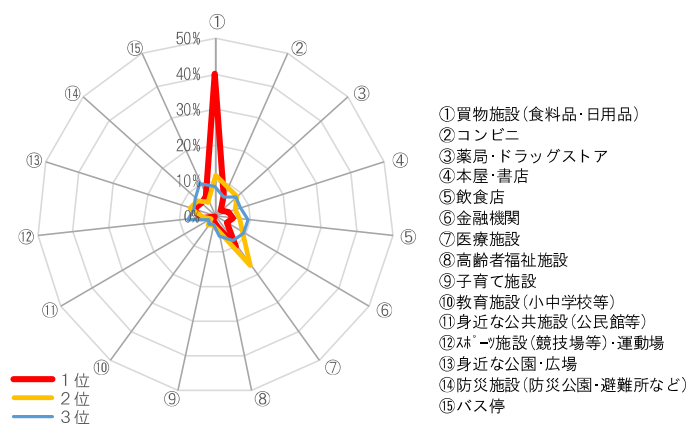
① 将来の地域(連区)に対する不安

- ・[公共交通のサービス(便数など)低下][高齢者の増加による介護施設の不足やサービス低下]を不安に感じている方が多く、次いで[居住環境の悪化][買物サービスの低下]となっています。



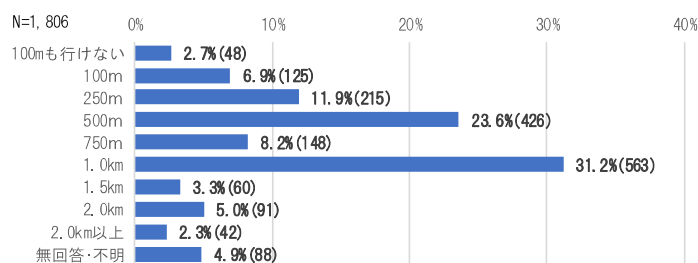
② あって欲しい施設

- ・住まいの徒歩圏にあって欲しい施設としては、[買物施設(食料品・日用品)]が最も多く、次いで[医療施設]となっています。
- ・[子育て施設][教育施設][高齢者福祉施設][身近な公共施設]のニーズは低い状況です。

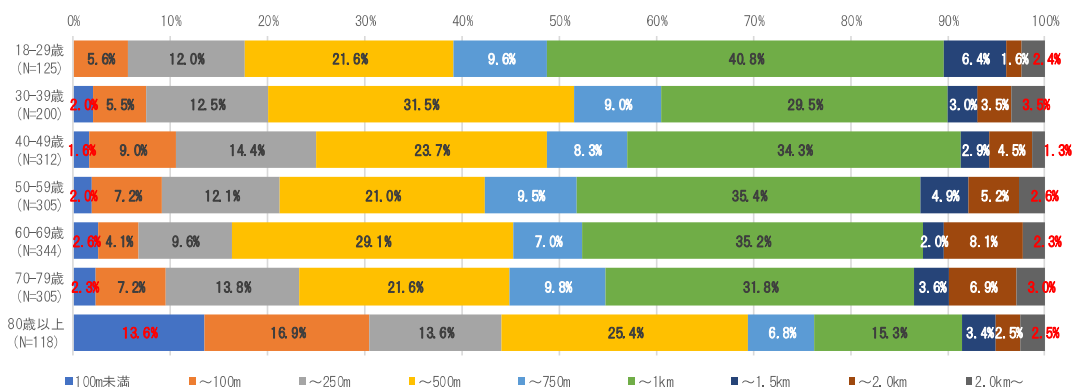


③ 歩いてよい距離

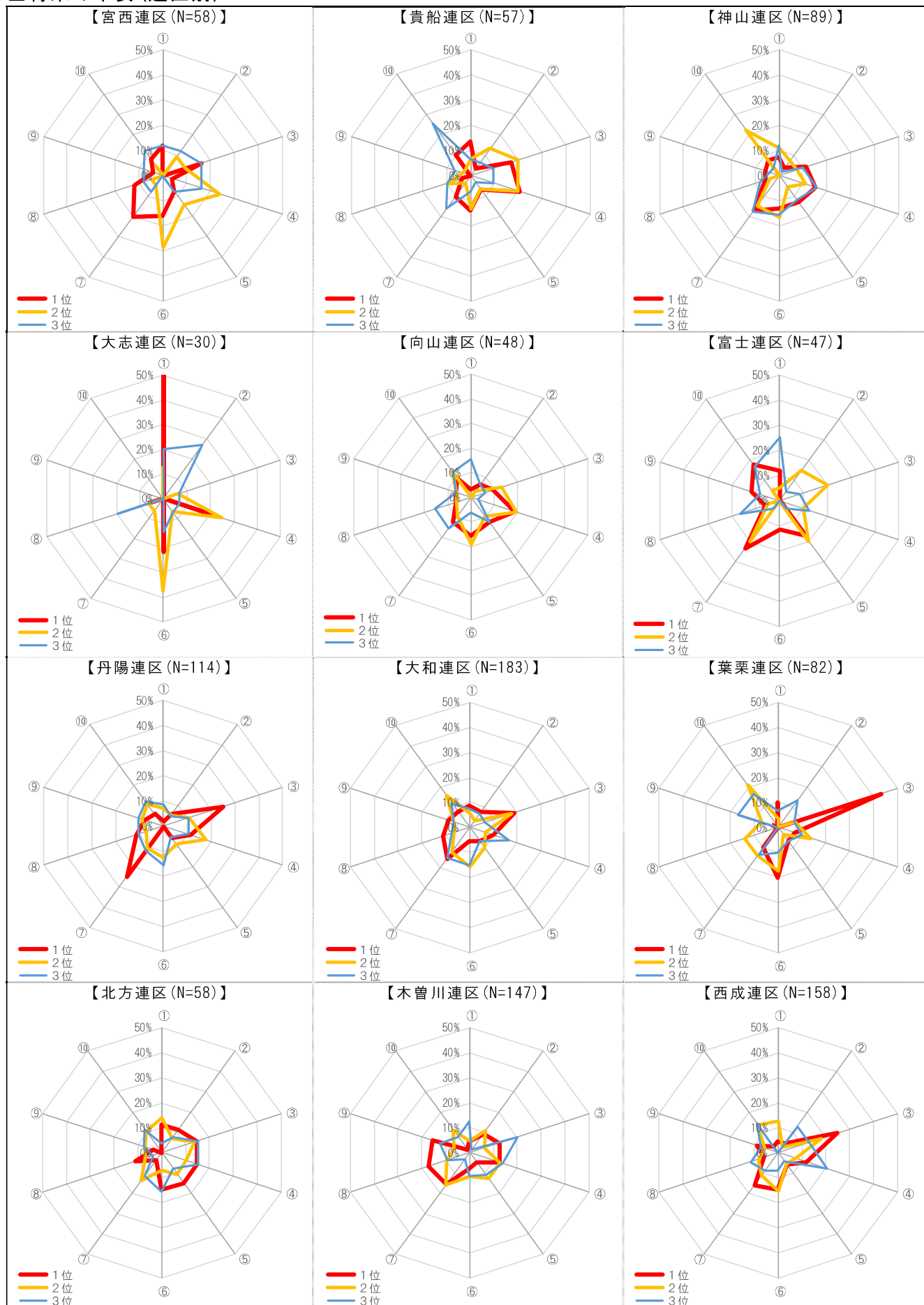
- ・目的地まで歩いてよい距離としては、[1km くらいまで]が最も多く、次いで[500m くらいまで]となっています。

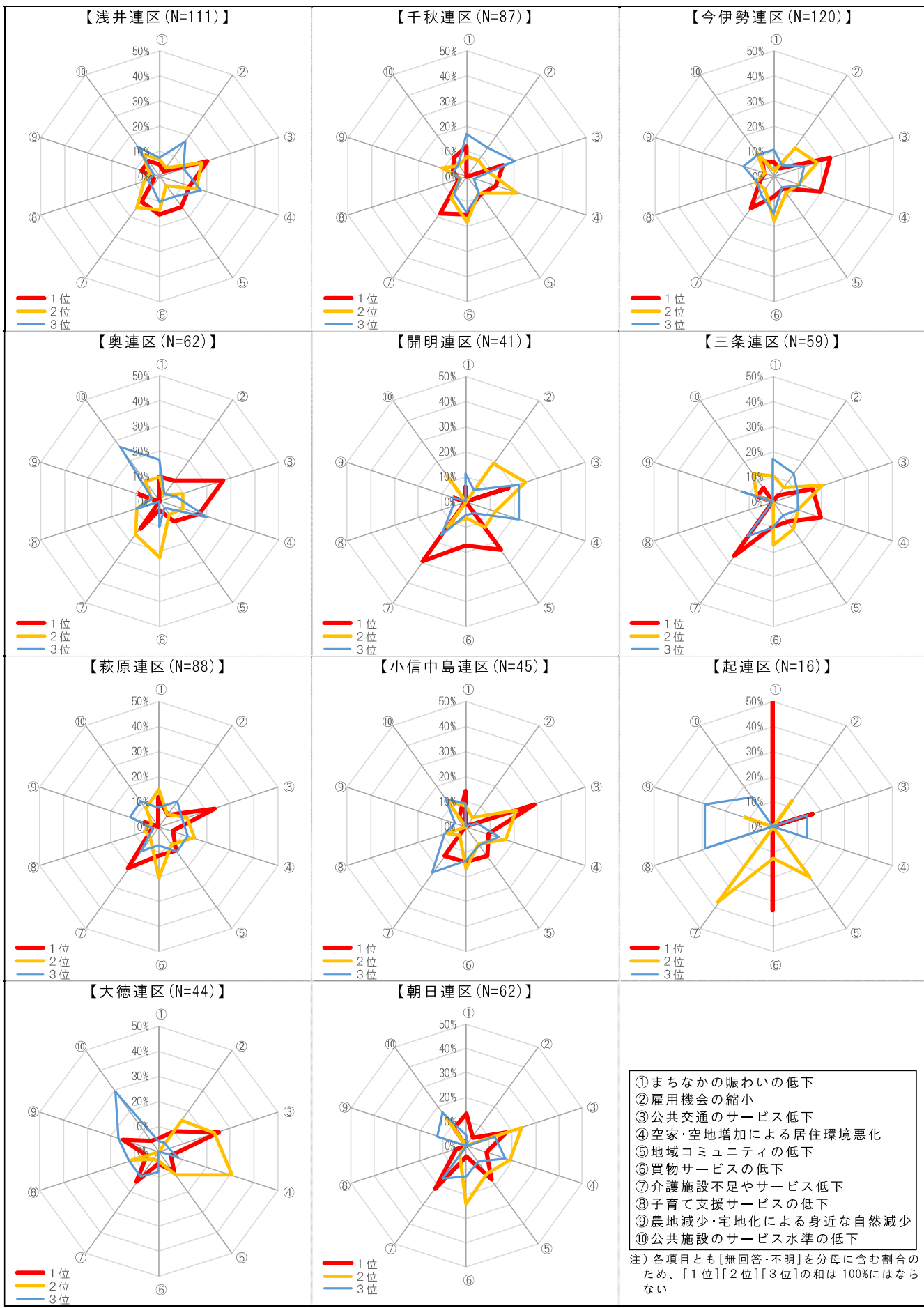


- ・年齢別にみると、概ね70歳代までは同様の傾向にあり、半数以上の方は750m くらいまでは歩いてよいと回答しています。



■将来の不安(連区別)





3. 日常の行動について

3-1(1). 食料品・日用品等の買い物の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日	2. 2～3日に1回程度	3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度	5. 1か月に1回程度	6. 1年に数回程度
7. その他()		

3-1(2). 食料品・日用品等の買い物の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩	2. 自転車	3. 原付・バイク	4. 自家用車
5. タクシー	6. バス	7. 電車	
8. その他()			

3-1(3). 食料品・日用品等の買い物で、よく利用する施設はどちらですか?(1つに○)

1. 一宮駅周辺の商店街	2. テラスウォーク宮
3. イオンモール木曽川	4. 市内幹線道路沿いのスーパー等
5. 徒歩・自転車圏内のスーパー等	6. その他()

3-2(1). 通勤・通学の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日	2. 2～3日に1回程度	3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度	5. 1か月に1回程度	6. 1年に数回程度
7. 通勤・通学していない	8. その他()	

3-2(2). 通勤・通学時の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩	2. 自転車	3. 原付・バイク	4. 自家用車
5. タクシー	6. バス	7. 電車	8. 通勤・通学していない
9. その他()			

3-3(1). 通院(病院や介護・福祉施設等への来訪)の頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日	2. 2～3日に1回程度	3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度	5. 1か月に1回程度	6. 1年に数回程度
7. その他()		

3-3(2). 通院時の最も多い交通手段(1つに○)

1. 徒歩	2. 自転車	3. 原付・バイク	4. 自家用車
5. タクシー	6. バス	7. 電車	
8. その他()			

3-4. 一宮駅周辺(駅～本町商店街・真清田神社くらいの範囲)への来訪頻度(1つに○)

1. ほぼ毎日	2. 2～3日に1回程度	3. 1週間に1回程度
4. 1か月に2～3回程度	5. 1か月に1回程度	6. 1年に数回程度
7. その他()		

3

4. あなたの地域(連区)について

4-1. あなたが現在住んでいる地域(連区)は住みやすいと思いますか?(1つに○)

1. 住みやすい	2. どちらかと言えば住みやすい	3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住みにくい	5. 住みにくい	

4-2. これからも現在住んでいる地域(連区)に住み続けたいと思いますか?(1つに○)

1. 住み続けたい	2. どちらかと言えば住み続けたい	3. どちらでもない
4. どちらかと言えば住み続けたくない	5. 住み続けたくない	

4-3. あなたが現在住んでいる地域(連区)の良い・悪いと感じることは?(複数選択可)

	良い	悪い
1. 商店や病院などの生活利便施設への行きやすさ	☐	☐
2. バスやタクシーの使いやすさ	☐	☐
3. 家の周りにおける公園などのオープンスペースの多さや行きやすさ	☐	☐
4. 家の周りにおける身近な自然(農地や中小河川・水路)の多さ	☐	☐
5. 街路樹や緑地などの緑がある住環境	☐	☐
6. 道路交通環境の安全性や安心	☐	☐
7. 道路交通環境の使いやすさ(混雑など)	☐	☐
8. 町内会など地域のコミュニティのつながり	☐	☐
9. 地域の歴史資源(街道や伝統産業)の活用	☐	☐
10. 避難所・避難場所などの防災施設・機能の充実	☐	☐

※同一行で[良い][悪い]の両方に○はおやめください

4-4. もし一宮市内で引越す場合、どこも地域(連区)に住みたいですか?(1つに○)

1. 宮西連区	2. 貴船連区	3. 神山連区	4. 大志連区	5. 向山連区
6. 富士連区	7. 丹陽連区	8. 大和連区	9. 栗原連区	10. 北方連区
11. 木曽川連区	12. 西成連区	13. 浅井連区	14. 千秋連区	15. 今伊勢連区
16. 奥津連区	17. 関前連区	18. 三冬連区	19. 萩原連区	20. 小倉中島連区
21. 起連区	22. 大徳連区	23. 朝日連区		

4-5. もし引越すことになった場合、どのような支援があると良いですか?(2つまで)

1. 住み替え先の住宅購入費(リフォームや増改築を含む)に対する支援
2. 住み替え先の賃貸住宅の家賃等に対する支援
3. 現在居住している住宅や土地の売却・除却等に対する支援
4. 転居に伴う費用に対する支援
5. 空き家や空地に関する情報提供
6. 住み替え先の地域に関する情報提供(子育て環境や介護・福祉施設の情報など)
7. その他()

4

5. まちづくりに対する不安と期待

5-1. 将来のあなたの地域(連区)に対する不安(各順位1つに○)

	1位	2位	3位
1. 人口の減少により、まちなかの賑わいが低下すること	☐	☐	☐
2. 地域経済が低迷し、雇用機会が縮小すること	☐	☐	☐
3. 鉄道やバスなどの公共交通のサービス(便数など)が低下すること	☐	☐	☐
4. 空き・空地が増加し、居住環境(防犯・景観など)が悪化すること	☐	☐	☐
5. 高齢化や人口減少により、地域コミュニティが低下すること	☐	☐	☐
6. 人口減少により商業施設が閉店し、買物サービスが低下すること	☐	☐	☐
7. 高齢者の増加により介護施設の不足やサービスが低下すること	☐	☐	☐
8. 少子化により子育て支援サービスが低下すること	☐	☐	☐
9. 後継者不足や宅地化により、農地などの身近な自然が減少すること	☐	☐	☐
10. 道路等のインフラや公共施設のサービス水準が低下すること	☐	☐	☐

5-2(1). あなたのお住まいの近く(徒歩圏)にあって欲しい施設(各順位1つに○)

	1位	2位	3位
1. 食料品など日常的な買い物をする施設	☐	☐	☐
2. コンビニエンスストア	☐	☐	☐
3. 薬局・ドラッグストア	☐	☐	☐
4. 本屋・書店	☐	☐	☐
5. 飲食店	☐	☐	☐
6. 郵便局・銀行などの金融施設	☐	☐	☐
7. 病院・診療所などの医療施設	☐	☐	☐
8. デイサービスなどの高齢者福祉施設	☐	☐	☐
9. 保育園・幼稚園などの子育て施設	☐	☐	☐
10. 小学校・中学校などの教育施設	☐	☐	☐
11. 公民館・集会所などの地域に身近な公共施設	☐	☐	☐
12. スポーツ施設(競技場等)や運動場	☐	☐	☐
13. 身近な公園や広場	☐	☐	☐
14. 防災公園や避難所などの防災施設	☐	☐	☐
15. バス停	☐	☐	☐

5-2(2). 歩いてでもよいと思える目的地までの距離(1つに○)

1. 100mも行けない	2. 100mくらいまで	3. 250mくらいまで
4. 500mくらいまで	5. 750mくらいまで	6. 1kmくらいまで
7. 1.5kmくらいまで	8. 2kmくらいまで	9. 2km以上

5-3. まちづくりに対するご意見等がございましたら、ご記入願います。

※ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

■市民アンケート調査結果（防災指針策定時）

1. 調査概要

（1）調査目的

一宮市立地適正化計画における防災指針の策定のため、市民の避難に対する意識を把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的とします。（第21回・市政アンケートのうち「避難に対する意識について」を集計）

（2）調査方法

- ①調査地域：一宮市全域
- ②調査対象：市内に居住する満18歳以上の方
- ③配布数：3,300人
- ④抽出方法：2024年4月1日現在の住民基本台帳登録者（外国人を含む）の中からの無作為抽出
- ⑤調査方法：電子申請
- ⑥調査期間：2024年5月29日（水）～6月30日（日）

（3）調査項目

「避難に対する意識」について 問1～問7

2. 調査結果

「避難に対する意識」についてのアンケート

【概要】

○災害の危険性の想定への理解について

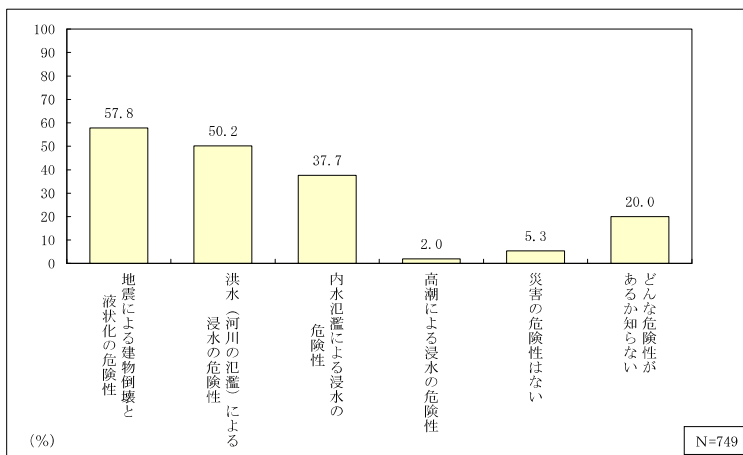
災害の危険性の想定については、全体の半数以上の方が「地震」や「洪水」による危険性の想定を知っていることが分かりました。一方で「どんな危険性があるか知らない」と回答した方が20.0%いることも分かりました。災害の危険性の想定を知った経緯は「ハザードマップ」との回答が多く、効果的な周知方法であることが分かりました。また中高年の世代では「市・県の公式ウェブサイトや広報紙」、若い世代では「学校での教育」、「防災訓練、避難訓練」との回答が多い結果となりました。より多くの方に災害の危険性の想定への理解を広めていく必要があり、周知方法を世代別に検討することが効果的であると考えます。

【設問ごと】

問 1

あなたが住んでいる場所で、どのような災害の危険性が想定されているか知っていますか。（複数選択可）

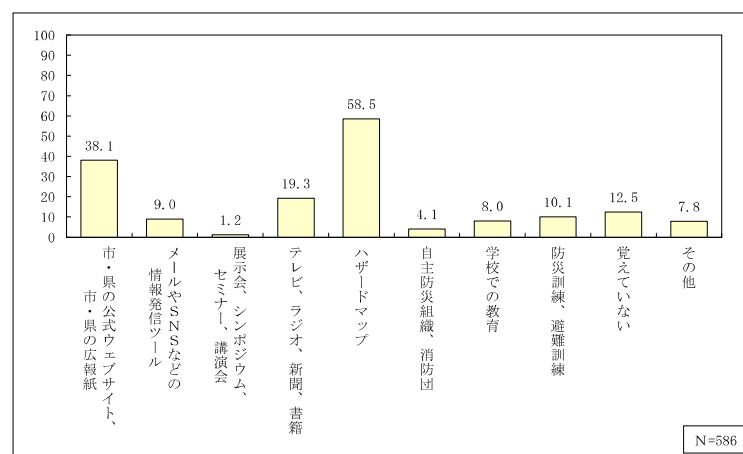
- ・「地震による建物倒壊と液状化の危険性」との回答が 57.8%と最も多く、次いで「洪水による浸水の危険性」との回答が 50.2%と多い結果となりました。また 80 代以上は「内水氾濫による浸水の危険性」、「災害の危険性はない」との回答が、他の年代に比べ、高い割合となりました。



問 2

あなたが住んでいる場所で、災害の危険性が想定されていることを何で知りましたか。（三つまで選択）

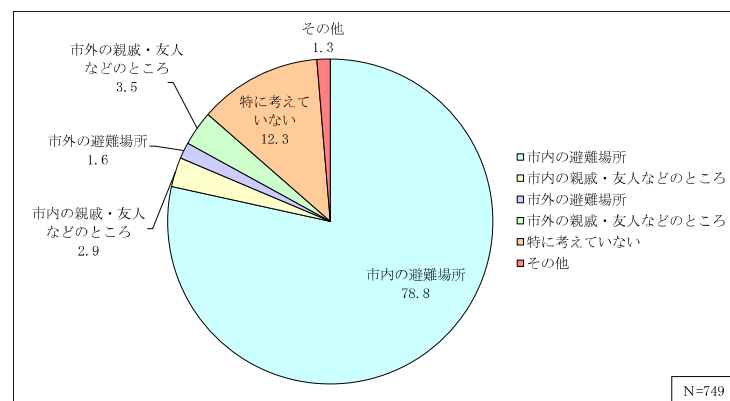
- ・「ハザードマップ」との回答が 58.5%と最も多く、次いで「市・県の公式ウェブサイト、市・県の広報紙」との回答が 38.1%と多い結果となりました。また 20 代以下は「学校での教育」、「防災訓練、避難訓練」との回答が、他の年代に比べ、高い割合となりました。



問 3

あなたやご家族が自宅以外の場所へ避難する場合、どこに避難しますか。

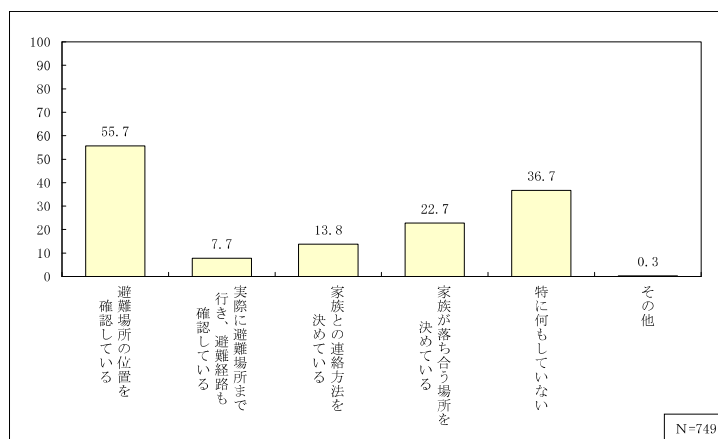
- ・「市内の避難場所」と回答した方が、全ての年代で 70%以上と最も多い結果となりました。一方で「特に考えていない」と回答した方も 12.3%いる結果となりました。



問 4

あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。（複数選択可）

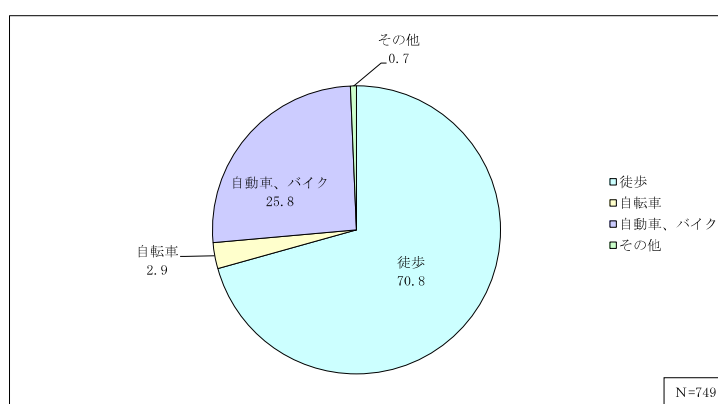
・「避難場所の位置を確認している」との回答が 55.7%と最も多い結果となりました。一方で「特に何もしていない」との回答も 36.7%ある結果となりました。



問 5

あなたやご家族が自宅以外の場所へ避難しなければならない場合、避難の手段は何ですか。

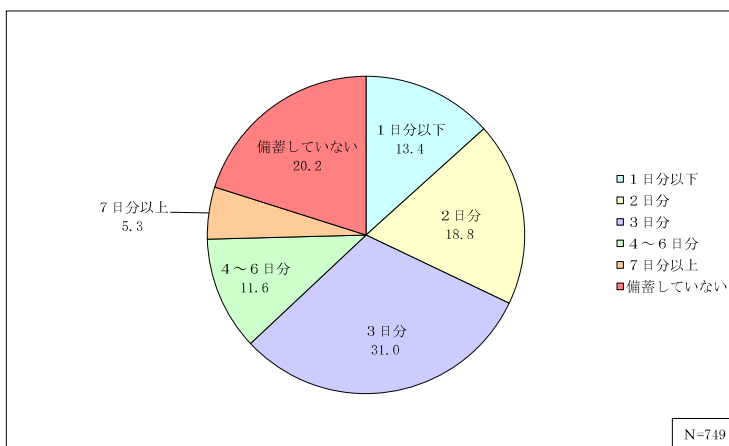
・「徒歩」と回答した方が 70.8%と最も多い結果となりました。次いで「自動車、バイク」と回答した方が 25.8%と多い結果となりました。



問 6

非常食・飲料水の備蓄について、おおよそ何日分を確保していますか。

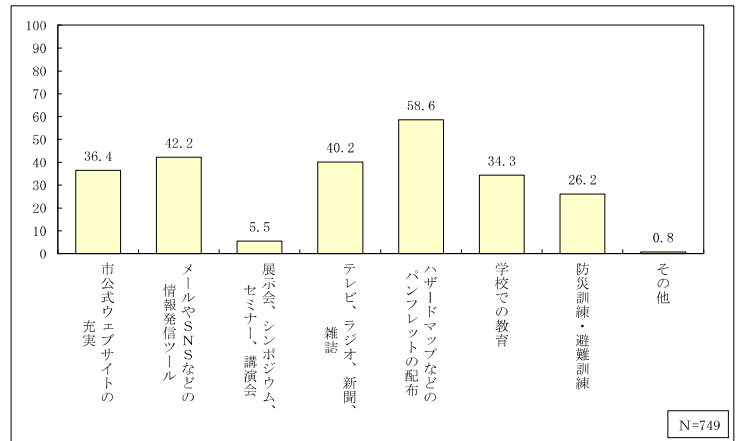
・「3日分」と回答した方が 31.0%と最も多い結果となりました。年代別では、20代・30代は「備蓄していない」と回答した方が最も多い結果となりました。



問 7

避難に関する啓発活動を行う際に、どのような方法が効果的だと思いますか。（三つまで選択）

・「ハザードマップなどのパンフレットの配布」との回答が 58.6%と最も多く、次いで「メールや SNS などの情報発信ツール」との回答が 42.2%と多い結果となりました。また 20 代以下は「学校での教育」との回答が最も多い結果となりました。



■委員会設置要綱

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) マスタープラン策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画策定に関する事項
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定するマスタープラン及び立地適正化計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会には委員長を置き、委員のうちから市長が依頼する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部都市計画課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、平成30年 4月20日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の策定を以ってその効力を失う。

■委員会設置要綱（改定時）

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を改定するにあたり、必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）マスタープラン改定に関すること。
- （2）立地適正化計画改定に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 改定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市内関係団体の代表者

（任期）

第4条 委員の任期は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもって終えるものとする。

（委員長）

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条第2項に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 改定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

（会議の公開）

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（オブザーバー）

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

4 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が改定委員会の会議に出席し、意見を述べるができる。

（意見の聴取）

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

（議事録）

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（事務局）

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもってその効力を失う。

■委員会名簿

(平成 30 年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定委員会 名簿

設置要綱第 3 条第 1 号委員（学識経験を有する者）

(五十音順)

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 講師	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 講師	たなか ちま 田中 智麻

設置要綱第 3 条第 2 号委員（市内関係団体の代表者）

(五十音順)

愛知西農業協同組合 生活部部长	さかい ひろし 酒井 弘
名鉄バス株式会社一宮営業所 助役	すぎた としひろ 杉田 年寛
一宮青年会議所	のいり てるみつ 野杵 晃充
一宮市立保育園保護者会	ののやま えり 野々山 英里
一宮市地域女性団体連絡会 副会长	のむら みどり 野村 緑
一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	ふなはし たつお 船橋 多津雄
一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	みずたに えいいちろう 水谷 英一郎

オブザーバー（設置要綱第 8 条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	じげ おさむ 地下 調
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	かたやま たかし 片山 貴視

(令和元年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策 定 委 員 会 名 簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

(五十音順)

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 准教授	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 講師	たなか ちま 田中 智麻

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）

(五十音順)

愛知西農業協同組合 生活部部长	さかい ひろし 酒井 弘
名鉄バス株式会社一宮営業所 助役	すぎた としひろ 杉田 年寛
一宮青年会議所	のいり てるみつ 野杵 晃充
一宮市立保育園保護者会	ののやま えり 野々山 英里
一宮市地域女性団体連絡会 副会长	のむら みどり 野村 緑
一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	ふなはし たつお 船橋 多津雄
一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 区域施策推進協議会 副会长	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	みずたに えいいちろう 水谷 英一郎

オブザーバー（設置要綱第8条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	じげ おさむ 地下 調
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	かたやま たかし 片山 貴視

■委員会名簿（改定時）

（令和５年度 開催分）

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会 名簿

設置要綱第３条第２項第１号委員（学識経験を有する者）

（五十音順）

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 准教授	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 准教授	みずたに かおり 水谷 香織

設置要綱第３条第２項第２号委員（市内関係団体の代表者）

（五十音順）

一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	いしはら ひでお 石原 秀雄
名鉄バス株式会社 首席交通企画官	おおの あつし 大野 淳
一宮青年会議所 副理事長	かこがわ かずや 加古川 和也
愛知西農業協同組合 営農部長	こんどう はるひこ 近藤 晴彦
一宮市地域女性団体連絡会	さとう みちこ 佐藤 三智子
一宮市立保育園保護者会	はしもと えみり 橋本 絵未里
一宮市環境基本計画等推進協議会 副会長	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部 副支部長	わたなべ こうじ 渡邊 幸次

オブザーバー（設置要綱第８条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	いしばし たかし 石橋 隆史
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長	いとう しんご 伊藤 慎悟

(令和6年度 開催分)

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会 名簿

設置要綱第3条第2項第1号委員（学識経験を有する者）

（五十音順）

中部大学 教授	いそべ ともひこ 磯部 友彦 ◎委員長
豊田工業高等専門学校 准教授	さとう ゆうや 佐藤 雄哉
名古屋学院大学 准教授	みずたに かおり 水谷 香織

設置要綱第3条第2項第2号委員（市内関係団体の代表者）

（五十音順）

一宮市社会福祉協議会 尾西支部長	いしはら ひでお 石原 秀雄
一宮市立保育園保護者会	うちだ みさこ 内田 美沙子
一宮青年会議所 副理事長	かこがわ かずや 加古川 和也
愛知西農業協同組合 営農部長	こんどう はるひこ 近藤 晴彦
一宮市地域女性団体連絡会	さとう みちこ 佐藤 三智子
名鉄バス株式会社 次席交通企画官	ひらつか やすお 平塚 康男
一宮市環境基本計画等推進協議会	ふなはし のぶこ 船橋 信子
愛知県宅地建物取引業協会西尾張支部	わたなべ こうじ 渡邊 幸次

オブザーバー（設置要綱第8条）

国土交通省中部地方整備局 建政部都市調整官	やまお こうへい 山尾 耕平
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長	いとう しんご 伊藤 慎悟

策定経緯

開催日	会議名・内容等	
平成 30 年 2 月 1～28 日	市民アンケート	「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」策定に向けたアンケート
平成 30 年 6 月 8 日	第 1 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②一宮市の現状と課題 ③課題を受けた都市 MP・立地適正化計画における一宮市の目指すべき姿 ④今後の策定スケジュール
平成 30 年 6 月 25 日	第 1 回策定委員会	
平成 30 年 8 月 31 日	第 2 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-都市づくりの現況と課題 -都市づくりの方針 ②立地適正化計画-都市構造上の課題に対する分析・整理 -立地適正化計画に関する基本的な方針 -都市機能誘導区域について
平成 30 年 9 月 26 日	第 2 回策定委員会	
平成 30 年 11 月 2 日	第 3 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案)
平成 30 年 11 月 14 日	第 3 回策定委員会	
平成 30 年 12 月 13 日	都市計画審議会	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について
平成 30 年 12 月 17 日 ～平成 31 年 1 月 16 日	市民意見提出制度 (ハッパリックコメント)	①都市計画マスタープラン全体構想編(素案) ②立地適正化計画都市機能誘導区域編(素案) (説明会：平成 30 年 12 月 21 日・23 日)
平成 31 年 2 月 14 日	都市計画審議会	①立地適正化計画の策定について ②市民意見提出制度(ハッパリックコメント)結果の報告
平成 31 年 2 月 26 日	第 4 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-地域別構想について ②立地適正化計画-居住誘導区域について
平成 31 年 3 月 11 日	第 4 回策定委員会	
令和元年 5 月 1 日	一宮市立地適正化計画公表(都市機能誘導区域)	
令和元年 6 月 18 日	第 5 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン-地域別構想 -計画の推進方策 ②立地適正化計画-居住誘導区域について -計画の評価
令和元年 7 月 5 日	第 5 回策定委員会	
令和元年 9 月 5～27 日	説明会	5 日:今伊勢町 6 日:萩原町 9 日:尾西 10 日:西成 11 日:浅井町 12 日:大和町 13 日:本庁 19 日:北方町 20 日:奥町 24 日:千秋町 25 日:丹陽町 26 日:木曾川町 27 日:葉栗
令和元年 10 月 7 日	第 6 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案について)
令和元年 11 月 11 日	第 6 回策定委員会	
令和元年 11 月 28 日	都市計画審議会	①都市計画マスタープラン(素案)について ②立地適正化計画(変更素案)について
令和元年 12 月 16 日 ～令和 2 年 1 月 17 日	市民意見提出制度 (ハッパリックコメント)	①都市計画マスタープラン(素案) ②立地適正化計画(変更素案)
令和 2 年 2 月 12 日	都市計画審議会	市民意見提出制度(ハッパリックコメント)結果の報告
令和 2 年 2 月 21 日	第 7 回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(案)について ②立地適正化計画(変更案)について
令和 2 年 3 月 19 日	第 7 回策定委員会	
	中止(個別郵送等にて対応)	
令和 2 年 6 月	一宮市都市計画マスタープラン公表	
令和 2 年 8 月 1 日	一宮市立地適正化計画変更公表(居住誘導区域)	

■策定経緯（改定時）

開催日	会議名・内容等	
令和5年7月13日	第1回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 ②都市計画マスタープラン改定に向けた現況と課題の整理 ③立地適正化計画の課題の分析・整理の更新
令和5年7月24日	第1回改定委員会	
令和5年10月13日	第2回庁内検討会議	都市計画マスタープラン(素案)について
令和5年10月30日	第2回改定委員会	
令和5年11月14日	都市計画審議会	都市計画マスタープラン部分改定についての報告
令和5年12月12日 ～令和6年1月12日	市民意見提出制度 (ハ°フ°リックコメント)	都市計画マスタープラン(素案) (説明会：令和5年12月14日・17日)
令和6年1月17日 ～令和6年1月23日	第3回庁内検討会議	①都市計画マスタープラン(素案)の市民意見募集結果について ②都市計画マスタープラン(案)について
令和6年1月30日	第3回改定委員会	
令和6年2月7日	都市計画審議会	都市計画マスタープランの改定
令和6年3月25日	一宮市都市計画マスタープラン部分改定公表	
令和6年6月12日	第4回庁内検討会議	①立地適正化計画の改定について ②災害ハザード情報の整理 ③防災上の課題の分析・整理
令和6年6月26日	第4回改定委員会	
令和6年8月9日	第5回庁内検討会議	①防災まちづくりの方針について ②具体的な取組及びスケジュールについて ③評価指標について
令和6年8月26日	第5回改定委員会	
令和6年10月18日 ～10月24日	第6回庁内検討会議	立地適正化計画(素案)について
令和6年10月31日	第6回改定委員会	
令和6年11月19日	都市計画審議会	立地適正化計画改定についての報告
令和7年1月6日 ～2月6日	市民意見提出制度 (ハ°フ°リックコメント)	立地適正化計画(素案) (説明会：令和7年1月10日・12日)
令和7年2月12日 ～2月18日	第7回庁内検討会議	①立地適正化計画(素案)への意見に対する考え方について ②立地適正化計画(案)について
令和7年2月26日	第7回改定委員会	
令和7年3月13日	都市計画審議会	立地適正化計画の改定
令和7年6月25日	一宮市立地適正化計画改定公表	

